

国立大学法人広島大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

- ・ 学長及び監事については、在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末手当の支給額を100分の10の範囲内で増減できることとしている。
- ・ 理事については、在職期間における業績を勘案して、勤勉手当の勤務成績割合を決定することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

5月改正

- ・ 平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号。以下「特例法」という。)に基づく国家公務員の給与の見直しを参考に、平成24年5月から本給月額を0.5%引き下げる改正。
- ・ 特例法を参考に、平成24年5月から平成26年3月までの間、本給月額、広域人事交流手当、期末手当からそれぞれ9.77%に相当する額を減額する改正。

理事

5月改正

- ・ 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しを参考に、平成24年5月から国家公務員の給与の見直しを参考に、平成24年5月から本給月額を0.5%引き下げる改正。
- ・ 特例法を参考に、平成24年5月から平成26年3月までの間、本給月額、広域人事交流手当、期末手当、勤勉手当からそれぞれ9.77%に相当する額を減額する改正。

理事(非常勤)

5月改正

- ・ 非常勤役員手当の基礎となる本給月額を、特例法を参考に、常勤役員の本給月額と同様に、平成24年5月から0.5%引き下げる改正。
- ・ 特例法を参考に、平成24年5月から平成26年3月までの間、非常勤役員手当から9.77%に相当する額を減額する改正。

監事

- ・ 法人の長と同じ。

監事(非常勤)

- ・ 理事(非常勤)と同じ。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	17,233	12,340	4,357	535 (通勤手当)			
A理事	13,489	9,968	3,400	49 70 (通勤手当) (職務付加手当)	4月1日		
B理事	13,831	9,968	3,400	462 (通勤手当)			
C理事	12,850	9,537	3,262	49 (通勤手当)			
D理事	12,249	9,115	3,109	24 (通勤手当)	4月1日		
E理事	12,225	9,115	3,109	0 ()		3月31日	
F理事	11,796	7,870	2,818	636 472 (単身赴任手当) (広域人事交流手当)	4月1日		◇
A監事	11,077	7,870	2,778	428 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	4,426	4,426	0	0 ()			※

- 注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
注2:「その他(内容)」欄中、「職務付加手当」は本来役員に対して支給する手当ではないが、職員在職期間中に支給されるべきものを追給したため、計上しているものである。
注3:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。
注4:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

- ・ 教育・研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に資するため、教職員給与の適正化を推進し、全学的視点から人件費(人員)管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

- ・ 本給表の改正に当たっては、社会一般の情勢を判断する上で、極めて客観性かつ合理性のある国家公務員の俸給表を参考にする。ただし、教育職本給表については、社団法人国立大学協会が作成する各国立大学法人の給与表作成の参考となる資料などを参考にするものとする。
- ・ 諸手当及び業績手当(賞与)の改定に当たっては、社会一般の情勢並びに本学職員の勤務の実績、地域的な諸条件及び財務状況等を考慮して行うものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

- ・ 人件費の範囲内で、職員の勤務成績に応じて、昇給又は昇格若しくは勤勉手当に反映させるものとする。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給: 本給	昇給: 毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、1号俸から8号俸までの範囲内で昇給させることができる。
	昇格: 職員の勤務成績が優秀である場合には、その者が従事する職務に応じ、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与: 勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における勤務成績に応じて決定された成績率により支給することができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

4月改正

- ① 特殊勤務手当のうち、大学教員深夜緊急業務手当及びドクターヘリ搭乗手当を、勤務1時間当たりの給与の額に算入することが適当でないため対象から除外する改正
- ② 国家公務員の試験制度改正に伴い、「国家公務員採用Ⅱ種試験」の初任給を削除する改正
- ③ 6年制課程の大学を卒業した薬剤師の初任給として、大学6卒医療職2級15号俸を追加する改正
- ④ 改組に伴い、管理職手当に教員のⅠ種として「医歯薬保健学研究院長」を追加する改正
- ⑤ 改組等に伴い、職務付加手当の管理的付加に該当する職員として、「学長特命補佐」を追加、「競争的資金獲得戦略室長」を削除する改正
- ⑥ 入学試験職務に対する職務付加手当の支給対象職員として、海事職本給表(A)適用職員を追加する改正
- ⑦ 広域人事交流手当のうち、60km以上300km未満の異動者の支給区分(3%)について、本学の地域手当の支給率(最低3%)を超えることがないため削除する改正

7月改正

- ① 国家公務員の給与制度を参考に、中高年齢層(40歳代以上)に適用する本給月額について平均0.2%引き下げる改正
また、同様に、平成18年給与構造改革の本給水準引下げに伴う本給月額の差額については、0.49%引き下げる改正
- ② 国家公務員の俸給の調整額の改正内容及び国立大学協会作成の俸給の調整額表を参考に、一般職7級及び9級、教育職(A)5級並びに教育職(C)4級の調整基本額について、それぞれ月額100円引き下げる改正

③ 国が医師の処遇確保等のため医療職俸給表(一)を改定しないことを考慮し、病院で医療に従事する教員の処遇を維持するため、職務付加手当の業務的付加のうち、下記当該教員に係る手当額を1,000円引き上げる改正

・病院において、手術部、高度救命救急センター若しくは集中治療部での診療に従事する医師又は夜間・休日における入院患者への診療に従事する医師若しくは歯科医師

20,000円 → 21,000円

・病院において、上記以外の診療に従事する医師又は歯科医師

8,000円 → 9,000円

④ 給与構造改革期間中(平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日)に昇給抑制を受けた回数を上限として、平成24年4月1日において、30歳に満たない職員については最大2号俸、30歳以上36歳未満の職員については、最大1号俸、それぞれ上位の号俸に調整

⑤ 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

・実施期間：平成24年7月～平成26年3月

・本給表関係の措置の内容：本給表及び職務の級の区分に応じた割合を減額

本給表	職務の級	割合
一般職本給表	2級以下	▲4.77%
	3級から6級	▲7.77%
	7級以上	▲9.77%
技能職本給表	3級以下	▲4.77%
	4級以上	▲7.77%
教育職本給表(A)	2級	▲4.77%
	3級及び4級	▲7.77%
	5級	▲9.77%
教育職本給表(B)	2級以下	▲4.77%
	3級及び4級	▲7.77%
教育職本給表(C)	2級以下	▲4.77%
	3級及び4級	▲7.77%
海事職本給表(A)	2級以下	▲4.77%
	3級から5級	▲7.77%
	6級以上	▲9.77%
海事職本給表(B)	3級以下	▲4.77%
	4級以上	▲7.77%
看護職本給表	2級以下	▲4.77%
	3級から6級	▲7.77%
	7級	▲9.77%
医療職本給表	2級以下	▲4.77%
	3級から7級	▲7.77%
	8級	▲9.77%
指定職本給表	すべての号俸	▲9.77%

・諸手当関係の措置内容：

- (1)管理職手当(▲10.0%)、
- (2)地域手当、広域人事交流手当(本給表の減額割合に連動)、
- (3)期末手当(▲9.77%)、
- (4)勤勉手当(▲9.77%)

・国と異なる措置の概要：

(1)実施期間が異なる(国：平成24年4月～平成26年3月)

(2)緩和措置として、当分の間、地域手当の支給率に本給表及び職務の級等に応じた支給率を特別調整分として加算

本給表	職務の級	支給率
一般職本給表	2級以下	1.4%
	3級から6級	2.2%
	7級以上	2.8%
技能職本給表	3級以下	1.4%
	4級以上	2.2%
教育職本給表(A)	2級	1.4%
	3級及び4級	2.2%
	5級	2.8%

教育職本給表(B)	2級以下	3.4%
	3級及び4級	4.2%
教育職本給表(C)	2級以下	3.4%
	3級及び4級	4.2%
海事職本給表(A)	2級以下	1.4%
	3級から5級	2.2%
	6級以上	2.8%
海事職本給表(B)	3級以下	1.4%
	4級以上	2.2%
看護職本給表(病院所属の者に限る)	2級以下	5.0%
	3級から6級	8.0%
	7級	10.0%
看護職本給表(別に定める者を除く)	2級以下	1.4%
	3級から6級	2.2%
	7級	2.8%
医療職本給表(病院所属の者に限る)	2級以下	5.0%
	3級から7級	8.0%
	8級	10.0%
医療職本給表(別に定める者を除く)	2級以下	1.4%
	3級から7級	2.2%
	8級	2.8%
指定職本給表	すべての号俸	2.8%

(役員について)

- ・実施期間：平成24年5月～平成26年3月
- ・本給表関係の措置の内容：本給月額(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置内容：広域人事交流手当、期末手当、勤勉手当、非常勤役員手当(それぞれ▲9.77%)
- ・国と異なる措置の概要：実施期間が異なる(国：平成24年4月～平成26年3月)

3月改正

診療業務における貢献が著しい職員の処遇改善を図るとともに、モチベーションの維持に資するため、医師及び歯科医師等に対し、一時金として診療貢献手当(職及び従事する診療の区分等に応じて、30,000円～300,000円)を支給した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	2,868	44.0	6,740	5,088	104	1,652
事務・技術	598	41.8	5,285	4,026	161	1,259
教育職種 (大学教員)	1,387	49.1	8,339	6,241	109	2,098
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	564	34.2	4,646	3,571	37	1,075
技能・労務職種	2					
海事職種	6	44.3	6,285	4,713	0	1,572
海技職種	3	43.8	5,059	3,826	0	1,233
教育職種 (附属高校教員)	100	45.1	6,911	5,282	83	1,629

	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	85	43.2	6,752	5,179	113	1,573
医療職種 (病院医療技術職員)	119	41.8	5,359	4,077	88	1,282
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	3	49.2	5,091	3,874	81	1,217

	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	2					
教育職種 (附属高校教員)	2					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	630	40.2	4,551	3,926	57	625
事務・技術	189	43.2	3,508	2,697	127	811
教育職種 (大学教員)	69	41.1	7,760	6,050	24	1,710
医療職種 (病院医師)	51	35.5	4,181	3,691	0	490
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	55	45.6	3,059	2,401	99	658
医療職種 (病院医療技術職員)	64	31.4	3,912	2,971	77	941
その他医療職種 (看護師)	1					
その他教育職種 (大学教員)	169	41.5	5,589	5,589	0	0
その他医療職種 (病院医師)	29	28.0	2,400	2,400	0	0
その他	3	41.8	6,624	6,624	0	0

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員(年俸制)	5	37.5	7,200	7,200	0	0
その他教育職種 (大学教員)	5	37.5	7,200	7,200	0	0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、調理員、用務員及び医療補助員の業務を行う職種を示す。

注3: 「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、通信長、航海士及び機関士の業務を行う職種を示す。

注4: 「海技職種」とは、船舶等の甲板長、甲板員、機関員及び司厨員の業務を行う職種を示す。

注5: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

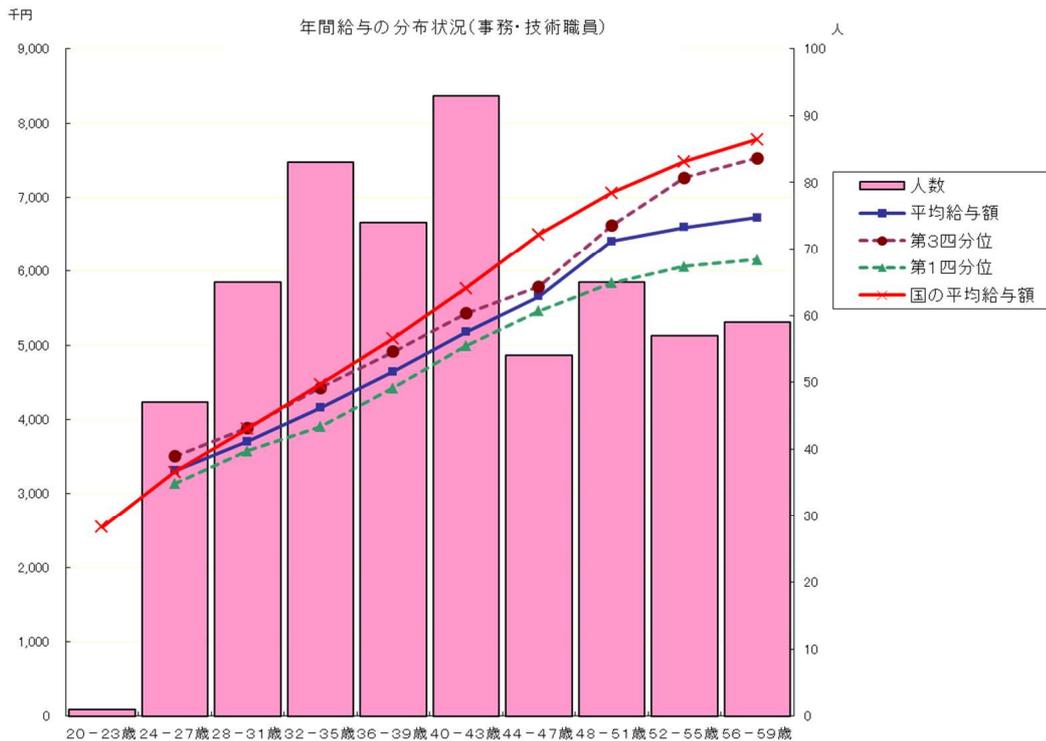
注6: 在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注7: 再任用職員については、「教育職種(附属高校教員)」以外は該当者がいないため、欄を省略した。

注8: 常勤職員の「技能・労務職種」、「その他医療職種(医療技術職員)」、再任用職員、非常勤職員の「その他医療職種(看護師)」は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注9: 「その他」とは、該当者が少数数であるうえ、同様の職務に従事する他の職員と給与形態等が異なることから、独立した職種として公表することが適当でないものとして、統合したものである。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



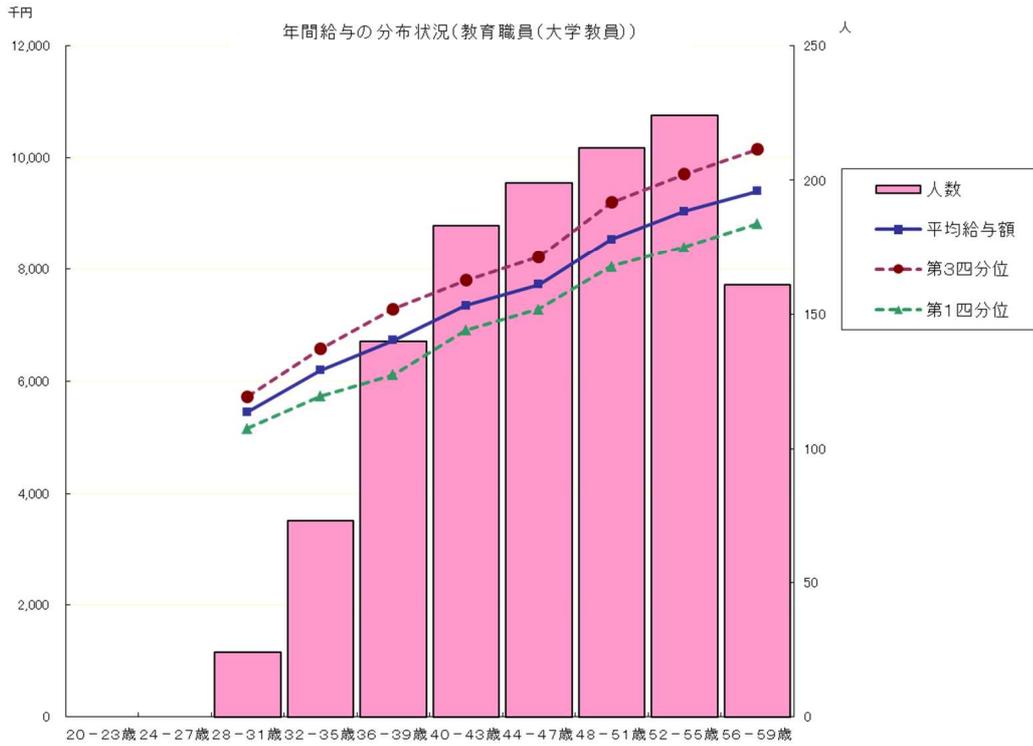
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20-23歳の年齢層については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
副理事	8	54.0	7,615	8,754	9,360		
グループリーダー	53	54.0	7,154	7,351	7,615		
専門員	47	52.5	6,151	6,319	6,615		
主査	220	46.2	5,139	5,536	5,867		
主任	122	38.6	4,155	4,545	4,785		
グループ員	148	29.6	3,393	3,618	3,879		

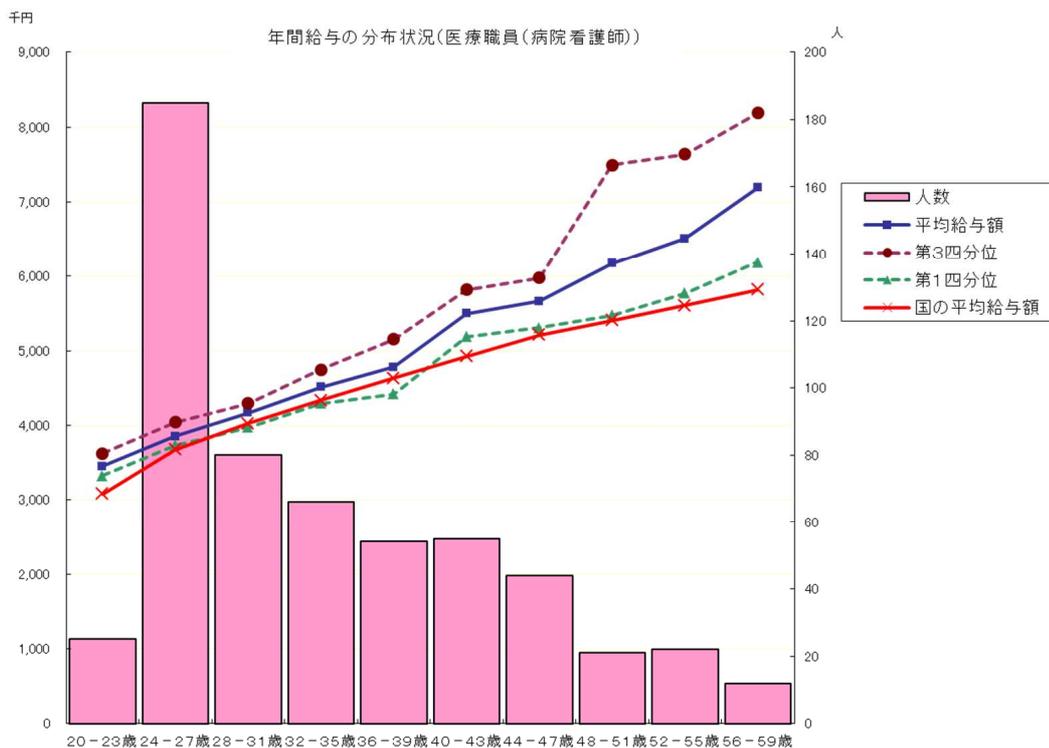
注:代表的職位として掲げた副理事は部長相当、グループリーダーは課長相当、専門員は課長補佐相当、主査は係長相当、グループ員は係員相当である。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
教授	568	55.6	9,033	10,060	9,598	9,598	10,060
准教授	410	46.4	7,398	8,233	7,818	7,818	8,233
講師	105	45.8	6,904	8,293	7,654	7,654	8,293
助教	301	41.5	5,940	6,856	6,426	6,426	6,856
助手	3	58.5	-	-	6,482	6,482	-

注: 助手の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第1四分位」及び「第3四分位」の額については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
主任看護師長	7	51.1	7,688	7,945	8,112		
看護師長	30	49.5	6,921	7,335	7,728		
副看護師長	82	41.0	4,892	5,347	5,867		
看護師	444	31.6	3,791	4,227	4,431		

注1: 代表的職位として掲げた主任看護師長は副看護部長相当である。

注2: 看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」、「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の額については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		グループ員	グループ員	主査主任	専門員主査	グループリーダー 専門員
人員 (割合)	598	40 (6.7%)	110 (18.4%)	283 (47.3%)	87 (14.5%)	51 (8.5%)
年齢(最高～最低)		36～22	41～26	59～33	59～44	59～41
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,940～2,155	千円 3,638～2,407	千円 4,738～2,533	千円 5,249～3,901	千円 6,116～4,527
年間給与額(最高～最低)		千円 3,775～2,839	千円 4,696～3,172	千円 6,188～3,334	千円 6,956～5,300	千円 8,028～6,130

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	グループリーダー	副理事	副理事	学長が特に必要と認める職
人員 (割合)	20 (3.3%)	7 (1.2%)	該当者なし ()	該当者なし ()
年齢(最高～最低)	59～48	58～49	～	～
所定内給与年額(最高～最低)	千円 6,132～5,437	千円 7,893～5,698	～	～
年間給与額(最高～最低)	千円 8,059～7,217	千円 10,519～7,539	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		学長が特に必要と認める職	助教助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,387	該当者なし ()	304 (21.9%)	105 (7.6%)	410 (29.6%)	568 (41.0%)
年齢(最高～最低)		～	62～28	63～30	63～32	63～40
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 6,338～3,492	千円 7,008～4,160	千円 8,000～4,325	千円 9,257～5,208
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 8,088～4,499	千円 9,142～5,617	千円 10,342～5,661	千円 12,534～7,052

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	主任看護師長	主任看護師長	学長が特に必要と認める職
人員 (割合)	564	該当者なし ()	444 (78.7%)	82 (14.5%)	30 (5.3%)	7 (1.2%)	1 (0.2%)	該当者なし ()
年齢(最高～最低)		～	59～22	58～30	59～38	59～43	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 4,907～2,400	千円 5,061～3,138	千円 6,386～4,347	千円 6,305～5,827	千円 ～	千円 ～
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 6,505～3,154	千円 6,674～4,099	千円 8,285～5,702	千円 8,239～7,604	千円 ～	千円 ～

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.6%	67.3%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.4%	32.7%	34.0%
	最高～最低	45.6～32.2%	42.3～29.8%	44.0～31.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6%	68.1%	66.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.4%	31.9%	33.1%
	最高～最低	35.0～32.1%	32.6～29.7%	33.7～30.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.0%	65.8%	64.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.0%	34.2%	35.6%
	最高～最低	45.6～33.4%	42.3～30.9%	43.9～32.1%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6%	68.2%	66.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.4%	31.8%	33.1%
	最高～最低	45.2～32.5%	41.9～26.9%	43.5～31.1%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.3%	67.8%	66.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.7%	32.2%	33.4%
	最高～最低	35.0～31.6%	32.4～30.9%	33.7～32.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.1%	67.7%	66.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.9%	32.3%	33.5%
	最高～最低	35.0～32.9%	32.6～30.5%	33.8～31.6%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

90.4
99.1

対他の国立大学法人等

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

99.9

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

107.3
101.3

対他の国立大学法人等

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 90.4	
	参考	地域勘案 97.1 学歴勘案 89.6 地域・学歴勘案 96.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.7% (国からの財政支出額 30,370百万円、支出予算の総額 72,827百万円：平成24年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は41.7%であり、また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。	
講ずる措置	今後も社会一般の情勢を判断する上で、国家公務員の給与改定を参考に水準を維持する必要があると思われる。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 107.3	
	参考	地域勘案 101.7 学歴勘案 107.2 地域・学歴勘案 103.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国の医療職俸給表(三)適用者に対して1級の割合が低いこと(国:10.6%、本学:0%)、国の医療職俸給表(三)適用者の56.4%が地域手当の非支給地在勤者であること、特例法に基づく給与の減額の実施時期が国と異なる(国:平成24年4月から、本学:平成24年7月から)こと及び減額の緩和措置を行ったことが主な要因と考える。 (国の1級割合及び地域手当の非支給地在勤者割合は人事院「平成24年 国家公務員給与等実態調査」より)	
給与水準の適切性の検証	【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.7% (国からの財政支出額 30,370百万円、支出予算の総額 72,827百万円：平成24年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は41.7%であり、また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。	
講ずる措置	今後も社会一般の情勢を判断する上で、国家公務員の給与改定を参考に水準を維持する必要があると思われる。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

100.9

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	21,115,776	22,085,926	△ 970,150 (△4.4)	△ 805,278 (△3.7)
退職手当支給額 (B)	1,834,022	2,484,780	△ 650,758 (△26.2)	661,475 (56.4)
非常勤役職員等給与 (C)	10,523,590	9,997,712	525,878 (5.3)	1,498,720 (16.6)
福利厚生費 (D)	4,020,990	3,968,475	52,515 (1.3)	382,039 (10.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	37,494,378	38,536,893	△ 1,042,515 (△2.7)	1,736,956 (4.9)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

前年度(平成23年度)との比較について

① 「給与、報酬等支給総額」の減額理由

特例法に基づく給与の減額を実施したため。また、教授等、常勤職員数が減少したため。
なお、給与減額支給措置に関する削減額は、約1,070,000千円。II-1-②-ウに記載の緩和措置による増額分は、約340,000千円である。

② 「退職手当支給額」の減額理由

定年退職者が減少したため。また、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく退職手当の支給水準の引下げを実施したため。
なお、支給水準の引下げ措置に関する削減額は、45,193千円である。

③ 「最広義人件費」の減額理由

病院診療収入により雇用される職員及び特任教員(その他教育職種(大学教員))などが増加したことによる「非常勤役職員等給与」の増額、並びに法定福利費に係る保険料率の引き上げに伴う事業主負担の増加及び適用職員の増加による「福利厚生費」の増額があったものの、上記「給与、報酬等支給総額」及び「退職手当支給額」の減額がより大きかったため。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

- ・ 役職員の退職手当について、国家公務員退職手当法の改正を準用し、支給水準の段階的な引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要：官民均衡を図るために退職手当法上設けられた「調整率」の段階的引き下げを準用し、同様の引き下げ

期間	調整率
平成25年1月1日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100

※調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用

職員に関する講じた措置の概要：役員と同様